

## 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

3月22日の中央社会保険医療協議会にて令和4年度診療報酬改定の結果検証における特別調査の報告案が示されました。公表された資料より一部ご紹介いたします。

### Topic解説

#### 【診療所調査】

##### 調査の目的について

本調査では、令和4年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行うことを目的としています。

##### 調査の対象と回収結果

- 対象：無作為に抽出した1,500件
- 回収結果：有効回答数（施設数）399件、有効回答率は26.6%

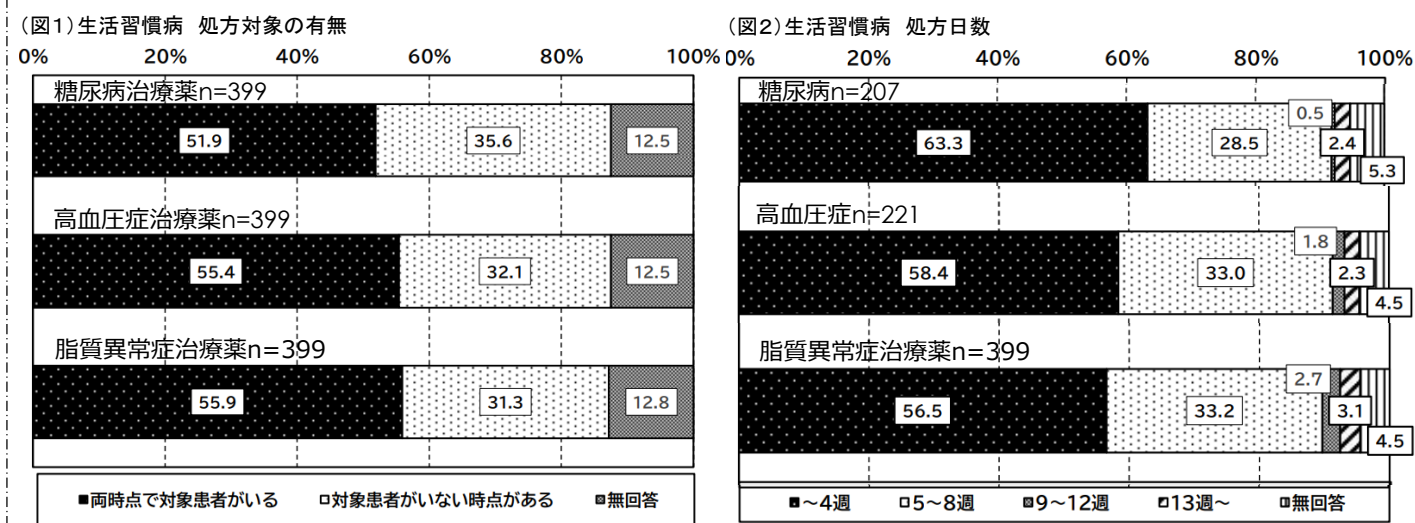
##### 結果

#### ● 診療所の概要等

- ・ 診療所の施設属性としては、無床診療所は90.7%、有床診療所は5.0%、無回答が4.3%でした。回答者の年代は、30代が4.3%、40代が13.8%、50代が26.6%、60代以上が54.4%でした。
- ・ 院外処方100%の施設の割合は、53.9%、90%以上の施設は8.3%、0%の施設は12.3%でした。

#### ● 生活習慣病治療のための処方日数（令和4年10月1カ月）

対象患者の有無及び治療のための処方日数については以下の通りです。（図1・図2）  
処方日数は、いずれも8週までの処方日数が多くなっています。



#### ● 外来後発医薬品使用体制加算の算定状況（令和4年11月1日）

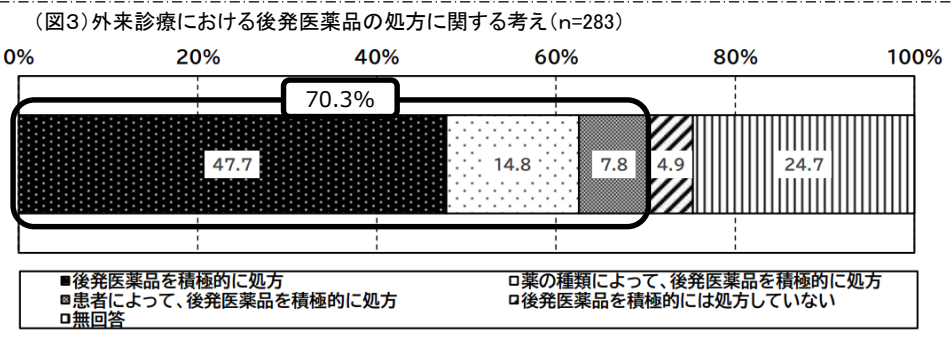
院内処方を行っている診療所では、算定していないが61.9%と最も多く、外来後発医薬品使用体制加算1は16.1%、加算2は5.8%、加算3は7.1%でした。

# トピック解説

- 供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いの適用  
「あり」と回答した施設は 5.8%、「なし」と回答した施設は 79.2%でした。

## ● 外来診療における後発医薬品の処方に関する考え（院外処方 5%以上の診療所）

「後発医薬品を積極的に処方」が 47.7%で最も多く、その他の条件付きの選択肢も含めると「積極的に処方」は、合計で70.3%でした。（図3）  
その理由として、「患者の経済的負担を軽減できるから」が 77.4%と最も多い結果でした。

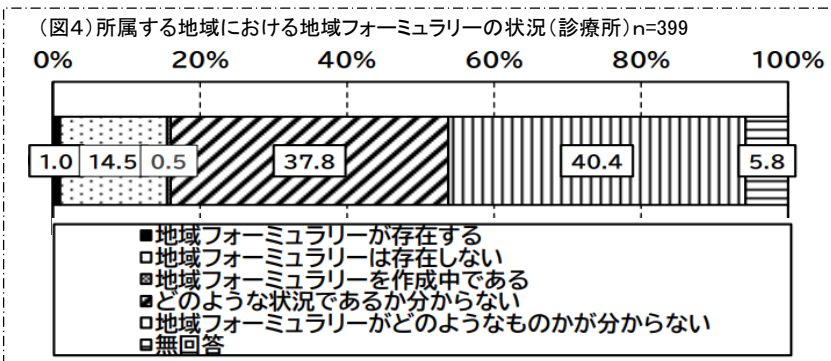


## ● 一般名処方による処方箋発行の有無（院外処方 5%以上の診療所） (n=283)

- 「発行している」が 71.0%、「発行していない」が 7.8%でした。
- 2年前と比較した一般名で記載された医薬品の処方数の変化では26.9%の診療所が「多くなった」と回答しています。(n=201)

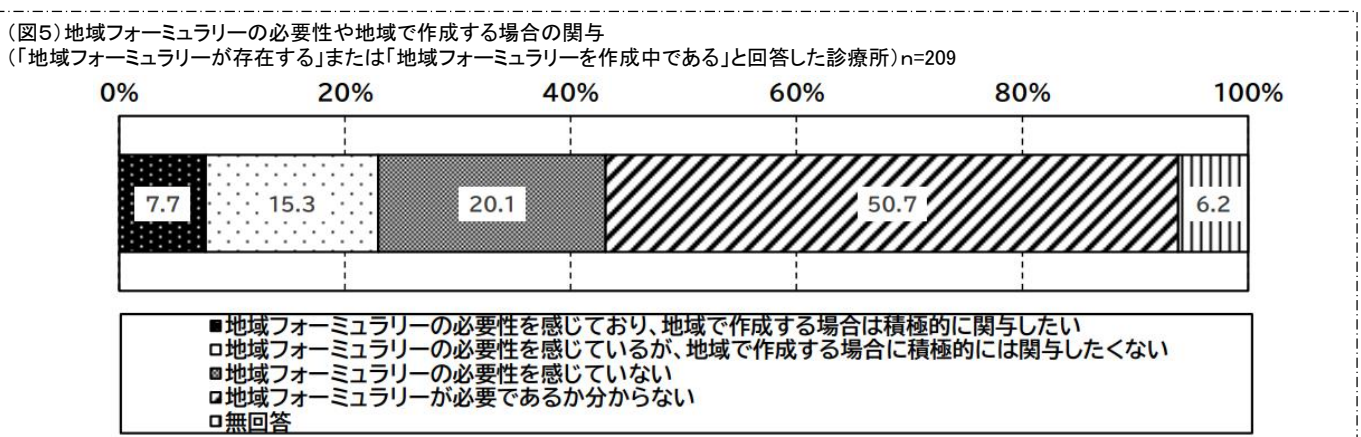
## ● 地域フォーミュラーの状況

診療所において「地域フォーミュラーがどのようなものかが分からない」が最も多く 40.4%でした。「地域フォーミュラーが存在する」と「地域フォーミュラーを作成中である」を合わせると 1.5%でした。（図4）



## ● 地域フォーミュラーの必要性や地域で作成する場合の関与

「地域フォーミュラーは存在しない」、「どのような状況であるか分からない」と回答した診療所に対して、地域フォーミュラーの必要性や地域で作成する場合の関与については、「地域フォーミュラーが必要であるか分からない」が50.7%でした。（図5）



参考：厚生労働省\_中央社会保険医療協議会 総会（第542回）（2023/3/22）総-5-2をもとに作成 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00179.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00179.html)

